

令和5年3月28日

## 長崎 A ブロックのタクシー運賃改定「必要」と判定

九州運輸局は、長崎 A ブロック（※1）における法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える事業者から、令和5年2月16日をもって要請の期間を待たずに運賃変更要請があったことを受け、運賃改定要否について審査した結果、運賃改定が必要と判定しましたので、お知らせします。

今後、運賃改定に係る作業を経て、新運賃の公表を行います。

### 1. 対象地域（運賃適用地域）（※1）

長崎県のうち（五島市・壱岐市・対馬市・長崎市（高島地区及び伊王島地区に限る）・松浦市（鷹島地区に限る）・平戸市（大島地区に限る）・西海市（松島地区に限る）・佐世保市（宇久地区に限る）・北松浦郡（小値賀地区に限る）・南松浦郡）を除く地域

### 2. 運賃変更要請の状況

- （1）要請の期間 令和4年12月14日～令和5年3月13日（3ヶ月）
- （2）要請事業者数 45者（対象地域の法人事業者数 91者）
- （3）要請事業者の車両数 1,659両（対象地域の総車両数 2,113両）
- （4）要請率 78.51%（車両数ベース）

### 3. 運賃変更要請の概要

|          |      |        |           |
|----------|------|--------|-----------|
| （申請） 普通車 | 初乗距離 | 1.0 km |           |
|          | 初乗運賃 | 600円   | ～ 750円    |
|          | 加算距離 | 182 m  | ～ 232 m   |
|          | 加算運賃 | 70円    | ～ 90円     |
| （現行） 普通車 | 初乗距離 | 1.0 km | 初乗運賃 590円 |
|          | 加算距離 | 226 m  | 加算運賃 70円  |

※要請の詳細は、九州運輸局ホームページの報道発表よりご確認ください。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：高田、近藤

電話092-472-2527



九州運輸局